

7月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 12日(木)・19日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376) (12日(木)は新治地区公民館)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	17日(火)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	18日(水)	13:00～16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品や契約などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～土曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (特別青少年相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:30 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
ひきこもり専門相談	9日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	13日(金)・20日(金)	13:00～15:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	24日(火)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト 相談	毎週水曜日 14日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター 「ウィズユー・うらら」 ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) 予約制	
法律相談	26日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制	
法律関連一般相談	13日(金)・27日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制	
一般相談(外国人相談を含む)	13日(金)・27日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (外国人には通訳あり。専門相談員) 予約制	
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談		5日(木)・19日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

～みんなで考えよう 環境にやさしい暮らし～ No.2

家庭でできる水質浄化①

日本で第2の大きさを誇る霞ヶ浦は、本市を始め流域約100万人の生活に欠かせない恵みをもたらしています。しかしながら、生活排水などによる水質汚濁が大きな課題となっています。

そこで、今回から身近な生活の中でできる生活排水を減らすコツを紹介していきます。

霞ヶ浦の水質浄化に向け、家族全員で実践してみましよう。

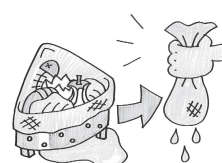
【台所編その1】

●食事について…食事や飲み物は必要な分だけ作り残さないようにしましょう。

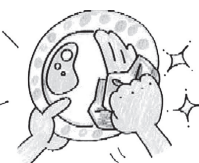


●野菜の切りくずについて…

野菜の切りくずや残飯などは、水切りネットをつけて三角コーナーに捨てましょう。



●食器について…食器に残った食べかすや調味料・油などは、ふき取ってから洗いましょう。



●てんぷら油などについて…油は絶対に流さないようにして、捨てるときは固めるか紙に吸い取って可燃ごみに出しましょう。また、廃油回収を実施している町内はそちらに出すようにしましょう。



問 環境保全課 (☎内線 2449)